

土屋ケアカレッジ富山教室 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程 学則

(事業所の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業所が実施する。

土屋ケアカレッジ富山教室
富山県富山市内幸町7-9 ラ・フォンテ404号室

(目的)

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

(実施課程および形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

形式は通学とする。ただし新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減する観点から、受講者が一堂に会した講義（科目内において演習と合わせて実施される講義を除く。）に変えて、通信（オンライン）方法による講義を行うものとする。

(研修事業の名称)

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

(受講対象者)

第5条 受講対象者は次のものとする

富山県または石川県または長野県または新潟県または福井県に在住で、在勤で通学可能なもの

(研修参加費用)

第6条 研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 30,000円（税込み、テキスト代含む）
- 2 納付方法 一括納入（銀行振込・クレジットカード決済・コード決済のいずれか）
- 3 納付期限 受講開始日まで

(使用教材)

第7条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト 全国自立生活センター協議会

(研修カリキュラム及び研修の実施期間)

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。また研修の実施期間は、別紙「研修期間」のとおりとする。

(研修会場)

第9条 前条の研修を行うために使用する講義および演習・実習会場は、次のとおりとする。

講義、演習：土屋ケアカレッジ 富山教室

(富山県富山市内幸町 7-9 ラ・フォンテ 404 号室)

実習：別紙「実習施設一覧表」のとおりとする。

(担当講師)

第 10 条 研修を担当する講師は別紙「講師一覧表」のとおりとする。

(募集手続)

第 11 条 募集手続は次のとおりとする。

1 専用申込窓口の college@care-tsuchiya.com または電話 (050-3138-2024)、WEB にて申込む。必要事項内容は college@care-tsuchiya.com に送信する。定員に達した時点で申込受付は終了する。

2 受講の決定は審査の上、受講決定をメールまたは電話にて受講生に通知する。

3 受講が決定した受講生は、期日までに受講料を納入する。

4 受講申し込み後は、事由に問わず受講料の返金は行わない。尚、受講生が集まらないなど講座側の都合で開講できない場合には速やかに返金する。

(科目の免除)

第 12 条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第 13 条

1 修了の認定は、第 8 条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において 90 点以上 (100 点を満点とする) のものに対して行う。なお修了試験において 90 点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。

2 2 日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

(不適切と判断された場合の取扱い)

失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

(研修欠席者の扱い)

第 14 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

第 15 条

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、無料とする。

(受講の取り消し)

第 16 条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。

2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。

3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者

4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

(修了証明書の交付)

第17条 修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第18条 修了者管理については、次により行う。

- 1 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、富山県が指定した様式に基づき知事に報告する。
- 2 修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。
修了証の再発行手数料は2,000円+発送費用とする。

(研修事業執行担当部署)

第19条 本研修事業は、株式会社土屋研修事業部にて執行する。

(その他留意事項)

第20条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

- ①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示
⑤住民基本台帳カードの提示

2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓
口電話 050-3138-2024

3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

- 4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(施行細則)

第21条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

- この学則は令和4年9月1日から施行する。
この学則は令和6年10月4日から施行する。
この学則は令和6年11月30日から施行する。
この学則は令和7年5月1日から施行する。
この学則は令和8年1月1日から施行する。

研修カリキュラム

研修名称：土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

研修課程：統合課程

科目名		必須 履行時間	時間数	備考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	2	
	基礎的な介護技術に関する講義	1	1	
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	2	
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	3	
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	3	
計		11	11	
演習	喀痰吸引等に関する演習	1	1	
計		1	1	
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	3	
	外出時の介護技術に関する実習	2	2	
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	3.5	
計		8.5	8.5	
合計時間数		20.5	20.5	

実習施設利用計画書

研修事業の名称及び課程 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

研修実施期間 2026年4月1日 ~ 2027年5月29日

施設名	実習内容	受入期間	1日当たりの受入人数
土屋ケアカレッジ富山教室	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	2026年4月1日～ 2027年5月29日	10
土屋ケアカレッジ富山教室	外出時の介護技術に関する実習	2026年4月1日～ 2027年5月29日	10
土屋ケアカレッジ富山教室※	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	2026年4月1日～ 2027年5月29日	10
ホームケア土屋 富山	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	2026年4月1日～ 2027年5月29日	10
ホームケア土屋 金沢	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	2026年4月1日～ 2027年5月29日	10
ホームケア土屋 福井	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	2026年4月1日～ 2027年5月29日	10
ホームケア土屋 長野	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	2026年4月1日～ 2027年5月29日	10
ホームケア土屋 新潟	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	2026年4月1日～ 2027年5月29日	10

実習先において当該現場を独り立ち済みした者を実習指導者とする。なお、実習指導者の実習に関する技能等は、適宜、別紙実習施設一覧の実習指導責任者が指導する。

※土屋ケアカレッジ富山教室における重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習は当法人において支援中の障害当事者に来校していただく。現場に模した形で実習を行う。

講師一覧表

氏名	担当科目	資格	専任/兼任
魯山 香織	講義 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 講義 基礎的な介護技術に関する講義 講義 コミュニケーションの技術に関する講義 実習 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 実習 外出時の介護技術に関する実習 実習 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	介護福祉士	兼任
中原 しのぶ	講義 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 講義 基礎的な介護技術に関する講義 講義 コミュニケーションの技術に関する講義 実習 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 実習 外出時の介護技術に関する実習 実習 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	介護福祉士	兼任
堀場 真由美	講義 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 講義 基礎的な介護技術に関する講義 講義 コミュニケーションの技術に関する講義 実習 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 実習 外出時の介護技術に関する実習 実習 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	介護福祉士	兼任
堀内 このみ	講義 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 講義 基礎的な介護技術に関する講義 講義 コミュニケーションの技術に関する講義 実習 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 実習 外出時の介護技術に関する実習 実習 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	介護福祉士	兼任
加納 康行	講義 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 講義 基礎的な介護技術に関する講義 講義 コミュニケーションの技術に関する講義 実習 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 実習 外出時の介護技術に関する実習 実習 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	介護福祉士	兼任
細井 俊一	講義 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 講義 基礎的な介護技術に関する講義 講義 コミュニケーションの技術に関する講義 実習 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 実習 外出時の介護技術に関する実習 実習 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	介護福祉士	兼任
西田 裕幸	講義 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 講義 基礎的な介護技術に関する講義 講義 コミュニケーションの技術に関する講義 実習 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 実習 外出時の介護技術に関する実習 実習 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	介護福祉士	兼任

高野 真由美	実習 実習 実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 外出時の介護技術に関する実習 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	介護福祉士	兼任
前田 正輝	実習 実習 実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 外出時の介護技術に関する実習 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	介護福祉士	兼任
齋藤 みさを	講義 講義 演習	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義① 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義② 喀痰吸引等に関する演習	看護師	兼任
長谷川 信子	講義 講義 演習	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義① 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義② 喀痰吸引等に関する演習	看護師	兼任
谷井 裕紀	講義 講義 演習	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義① 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義② 喀痰吸引等に関する演習	看護師	兼任
香山 里美	講義 講義 演習	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義① 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義② 喀痰吸引等に関する演習	看護師	兼任
野村 佳子	講義 講義 演習	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義① 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義② 喀痰吸引等に関する演習	看護師	兼任
林 崇	講義 講義 講義 実習 実習 実習	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 基礎的な介護技術に関する講義 コミュニケーションの技術に関する講義 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 外出時の介護技術に関する実習 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	介護福祉士	兼任

別紙

【研修期間】

- 第 1 回 令和 8 年 4 月 1 日 (水) ～ 令和 8 年 4 月 2 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 2 回 令和 8 年 4 月 8 日 (水) ～ 令和 8 年 4 月 9 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 3 回 令和 8 年 4 月 15 日 (水) ～ 令和 8 年 4 月 16 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 4 回 令和 8 年 4 月 22 日 (水) ～ 令和 8 年 4 月 23 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 5 回 令和 8 年 4 月 29 日 (水) ～ 令和 8 年 4 月 30 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 6 回 令和 8 年 5 月 13 日 (水) ～ 令和 8 年 5 月 14 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 7 回 令和 8 年 5 月 20 日 (水) ～ 令和 8 年 5 月 21 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 8 回 令和 8 年 5 月 27 日 (水) ～ 令和 8 年 5 月 28 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 9 回 令和 8 年 6 月 3 日 (水) ～ 令和 8 年 6 月 4 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 10 回 令和 8 年 6 月 10 日 (水) ～ 令和 8 年 6 月 11 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 11 回 令和 8 年 6 月 17 日 (水) ～ 令和 8 年 6 月 18 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 12 回 令和 8 年 6 月 24 日 (水) ～ 令和 8 年 6 月 25 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 13 回 令和 8 年 7 月 1 日 (水) ～ 令和 8 年 7 月 2 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 14 回 令和 8 年 7 月 8 日 (水) ～ 令和 8 年 7 月 9 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 15 回 令和 8 年 7 月 15 日 (水) ～ 令和 8 年 7 月 16 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 16 回 令和 8 年 7 月 22 日 (水) ～ 令和 8 年 7 月 23 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 17 回 令和 8 年 7 月 29 日 (水) ～ 令和 8 年 7 月 30 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 18 回 令和 8 年 8 月 5 日 (水) ～ 令和 8 年 8 月 6 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 19 回 令和 8 年 8 月 19 日 (水) ～ 令和 8 年 8 月 20 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 20 回 令和 8 年 8 月 26 日 (水) ～ 令和 8 年 8 月 27 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 21 回 令和 8 年 9 月 2 日 (水) ～ 令和 8 年 9 月 3 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 22 回 令和 8 年 9 月 9 日 (水) ～ 令和 8 年 9 月 10 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 23 回 令和 8 年 9 月 16 日 (水) ～ 令和 8 年 9 月 17 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 24 回 令和 8 年 9 月 23 日 (水) ～ 令和 8 年 9 月 24 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 25 回 令和 8 年 9 月 30 日 (水) ～ 令和 8 年 10 月 1 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 26 回 令和 8 年 10 月 7 日 (水) ～ 令和 8 年 10 月 8 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 27 回 令和 8 年 10 月 14 日 (水) ～ 令和 8 年 10 月 15 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 28 回 令和 8 年 10 月 21 日 (水) ～ 令和 8 年 10 月 22 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 29 回 令和 8 年 10 月 28 日 (水) ～ 令和 8 年 10 月 29 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 30 回 令和 8 年 11 月 4 日 (水) ～ 令和 8 年 11 月 5 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 31 回 令和 8 年 11 月 11 日 (水) ～ 令和 8 年 11 月 12 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 32 回 令和 8 年 11 月 18 日 (水) ～ 令和 8 年 11 月 19 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 33 回 令和 8 年 11 月 25 日 (水) ～ 令和 8 年 11 月 26 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 34 回 令和 8 年 12 月 2 日 (水) ～ 令和 8 年 12 月 3 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 35 回 令和 8 年 12 月 9 日 (水) ～ 令和 8 年 12 月 10 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 36 回 令和 8 年 12 月 16 日 (水) ～ 令和 8 年 12 月 17 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
- 第 37 回 令和 8 年 12 月 23 日 (水) ～ 令和 8 年 12 月 24 日 (木) 3 日目は実習先の都合による

別紙

【研修期間】

- 第 38 回 令和 9 年 1 月 6 日 (水) ～ 令和 9 年 1 月 7 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
第 39 回 令和 9 年 1 月 13 日 (水) ～ 令和 9 年 1 月 14 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
第 40 回 令和 9 年 1 月 20 日 (水) ～ 令和 9 年 1 月 21 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
第 41 回 令和 9 年 1 月 27 日 (水) ～ 令和 9 年 1 月 28 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
第 42 回 令和 9 年 2 月 3 日 (水) ～ 令和 9 年 2 月 4 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
第 43 回 令和 9 年 2 月 10 日 (水) ～ 令和 9 年 2 月 11 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
第 44 回 令和 9 年 2 月 17 日 (水) ～ 令和 9 年 2 月 18 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
第 45 回 令和 9 年 2 月 24 日 (水) ～ 令和 9 年 2 月 25 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
第 46 回 令和 9 年 3 月 3 日 (水) ～ 令和 9 年 3 月 4 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
第 47 回 令和 9 年 3 月 10 日 (水) ～ 令和 9 年 3 月 11 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
第 48 回 令和 9 年 3 月 17 日 (水) ～ 令和 9 年 3 月 18 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
第 49 回 令和 9 年 3 月 24 日 (水) ～ 令和 9 年 3 月 25 日 (木) 3 日目は実習先の都合による
第 50 回 令和 9 年 3 月 31 日 (水) ～ 令和 9 年 4 月 1 日 (木) 3 日目は実習先の都合による

※研修日程 3 日目は各回の 1 日目受講日から 2 ヶ月以内の日とする。